

平成22年度 第3回 常呂まちづくり協議会 会議要旨

◎日時	平成22年9月6日(月)午後6時00分～
◎場所	常呂総合支所 2F 第1会議室
◎出席者	協議会：14名 清井会長、山内副会長、秋葉委員、稲田委員、大川委員、佐藤委員、澤向委員、新谷委員、鈴木委員、田淵委員、寺町委員、広瀬委員、三角委員、室田委員、
◎北見市	塚本自治区長、白石総合支所長、鈴木教育事務所長、三嶋市民環境課長、森田保健福祉課長、辻産業課長、岡本建設課長、芥川生涯学習課長、加藤図書館長、武田ところ遺跡の森所長、表子育て推進室主幹、土島常呂農業委員会局長 川名地域振興室長、橋本地域振興室主幹、水野地域交通対策担当係長 事務局：吉田次長、川村地域振興担当係長、佐伯地域振興担当

開 会

清井会長 : 挨拶

会議成立 : 委員15名中12名出席(自治区設置条例第7条第3項)

塚本自治区長 : おばんでございます。今、総合支所長から非常にすごい雨が降ったという話
がございましたが、走ってくる道中、ちょうど福山地区くらいから水溜りが非
常に多く残っておりまして、非常にひどい雨だったという状況が見受けられま
した。

また、今年の天候を見ても、本当に暑くてむしむしするような天気が多
くございまして、地球温暖化ということがつぶさに感じられるような状況がで
てきております。非常に心配な一面ではございますが、何かこう暖かいと心も
緩やかになっていろんな活動ができるというありがたい部分もあるのですが、
今年の暑さはマイナスのイメージが強いそういった部分があると思います。こ
こで報告をさせていただきたいのですが、皆さんもご存知のカナダ、バーヘッ
ド町へ7月12日から18日まで5泊7日の予定で、吉田次長と二人で訪問さ
せていただきまして、それはそれは非常に大きな歓迎を受けまして、カナダと
いう国、そしてバーヘッド町の町民の皆さまの心の広さに感銘を受けてきたと
ころでございます。その中で、私もできる限りのPRしてまいりまして、来年
は向こうからきてくれる年ということでございますので、ぜひ皆さん来てくだ
さいというPRをさせていただきました。その結果、非常に多くの人達が来て
いただけるような感触を掴んだのですが、来年の8月14日・15日のふるさ

とまつりの時期に、たぶん、20人から30人の人達がこちらへ来てくれるのではないかと考えておりますので、そのときにはぜひ常呂自治区としても大歓迎でお迎えをさせていただきたいと考えております。町長におきましては、お二人の女のお子さんがいらっしゃるのですが、その子も連れて4人で一緒に来たいということも言うておりましたので、非常に楽しみな一行になるのではないかと思います。来年はそういう人達をお迎えするホスピタリティを十分に持ちながら、この姉妹都市交流を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかこのまちづくり協議会の皆さまにもご協力を賜りますように冒頭申し上げておきたいと思っております。

それから、今日は常呂自治区内事業の今後のあり方ということで、諮問をさせていただきます。新総合計画が21年の4月からスタート致しましたが、これは合併のときにつくりました新市まちづくり計画をベースにいたしまして新北見市の将来のあり方、まちの将来をどういう形で目指していくかということ掲げた総合計画でございます、これに基づきまして、事業展開を毎年ローリングを行いながら対応していくというものでございます。お手元に実施計画の策定要領を配付させていただいておりますが、それに基づいて事業を選択するという形になります。常呂自治区におきます実施計画事業はどのようなものがあるのか、どう位置づけていったらいいのか、そういう考え方をぜひとも皆さんに議論賜りますよう諮問させていただきたいと思っております。それから、報告事項として「使用料・手数料の見直し」、「湧網線代替バス廃止に伴う新たなバス路線について」、「公営住宅の建て替え計画」の3件については、それぞれ担当のほうから説明申し上げますが、議題として掲げさせていただきました常呂自治区におきます公共交通のあり方につきましては、ご承知のように、常呂自治区内を走ります湧網線代替バスにつきましても、今年の9月末で廃止になりまして、新たな形で進んでいくということが決まっておりますが、今後住民の足をいかに守っていくかということが我々の課題になるかと思っております。その場合に、一番大切な公共交通というものがどうあるべきなのかということをお皆さんとともに議論賜ればと思っております。実は今年の4月から本庁企画財政部の中に地域交通を担当するセクションを設けさせていただいております。その中でも、3自治区と北見市の4自治区の地方公共交通のあり方につきまして、いろいろな計画をつくるべく動き出したところでございます。そういう意味におきましては、まちづくり協議会の中で常呂自治区におきます公共交通のあり方についてご議論をいただければと思っております。

今日はこういった議題、諮問それから報告ということで進めさせていただきますが、まちづくり協議会が新しいメンバーになりまして、今日が初めての会議でございます。どうか、活発なご意見を賜り、そして、私どもも誠意を持ってお答えをしていくよう務めて参りますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

(1) 常呂自治区内事業の今後のあり方について

－ 塚本副市長からまちづくり協議会へ諮問 －

清井会長 : ただいま副市長から諮問を受けました。皆さまのお手元に諮問書の写しをお配りいたしましたのでご覧ください。

今回は、第3次実施計画の要求事業について審議することになりますが、先般第3次実施計画の策定方針が示されたということでございますので、今後の流れ等について事務局から説明願います。

事務局 : 資料「北見市総合計画 第3次実施計画策定方針」に沿って説明

清井会長 : ただいま、事務局から説明のありました「第3次実施計画の策定方針と今後の流れ」、それから諮問に関して何かご質問等ございますか。

新谷委員 : このスケジュールをみると、まちづくり協議会だけの議論でこの実施計画を作り上げるようなスケジュールになるんじゃないかなという印象ですが、例えば、住民の意見をどう吸い上げるとかそういった部分がこの中にはないような気がします。このまちづくり協議会の委員は住民の代表としてきているのだからそれだけでいいのではというような感じのスケジュールに見えるのですが、その辺はどうなんでしょうか。

塚本自治区長 : 北見市総合計画は基本構想と基本計画から成り立っております。その基本構想の中に6つの柱がありまして、それぞれまちづくりの基本目標を作っているのですが、基本計画には具体的な整備方針が載せております。これをさらに個別の事業でどうしていくのかというのが実施計画でございまして、資料の3ページをご覧くださいなのですが、推進する重点項目ということで、総合計画の6つの柱をここにおかせていただいております。この6つの柱の中で毎年これに伴います重点項目というのを掲げさせていただいております。今回の第3次実施計画も2つの重点項目というのがありますように、こういう考え方をベースに今回の第3次実施計画は策定していきますという基本ベースをのせさせていただきます。その場合に、総合計画にある基本的な考え方をベースに、特化をしていくということになりますから、なんでも入ってくるということではなく、あくまでもこの基本的な考えの中で新たなものを拾い上げていくということになります。新谷委員は前回も委員でしたので第2次実施計画をお持ちだと思いますが、行政というのは継続性を重んじる部分がございますから、毎年ローリングしていくという考え方で実施計画を作らせていただいております。その基本的な考え方は、前年度実施した事業を、引き続き後年度へどういう形で移っていくのかということを見据えながら対応していくということでございますから、第2次実施計画で行った事業はある程度継続性を持って対応していくという形になって参ります。実施計画は、新規事業と継続事業の2本柱でこ

の計画を作っていくという形になりますから、今、住民の皆さんから意見を聞くべきだというお話を承りましたが、その場合には継続事業以外の新たな事業をどう展開するかということに特化されていくんだと思います。その場合に、どういう聞き方がありますかといいましたら、今、新谷委員がおっしゃったように、まちづくり協議会というのはこの自治区の代表でございますので、そういう方たちから頂いた意見をきちんと反映をしていくというのも大切なことでございますし、一方で、市におきましては、市長への手紙ですとか公共施設にはそれぞれ市民から直接メールをいただける部分もございます。そういうものを頂きながら、きちんと対応をしていきたいと思っております。新たな意見を市民から聞く場面を設けるべきというのも大切なことだと思っておりますが、市としてはいろんな切り口からいろんな情報、意見を頂きながら、集約をしていくという考え方の上で実施計画が策定されていくものと考えております。

新谷委員 : そういうことはよくわかるのですが、推進項目6項目を掲げながら、第2次の時から今まで進んできた中で、その間副市長不在、自治区長不在の部分が長かったときに、多分住民の中では閉塞感だとか、この自治区そのものの運営自体、北見市には通っていかないようなあきらめのような部分がこの不在期間の中で、常呂自治区住民の中にも芽生えている部分があると思うんです。そういった部分で、この6項目が順次、遅滞なくスムーズに住民の意思を反映しながら行政とともに取り組みながら進んでいたのならば、どんどん進んでいけばよいのだと思いますが、例えば僕一人の意見をとってみても、不在の期間の中で、この常呂自治区はどうなるのだろうとそういう住民感情はあります。そういった中で、スムーズに進んでいたのだろうか、様々な事情の中で当初の計画と今の住民感情がともに進んでいくのだろうか、そういった部分もひとつ検証とまではいかなくても行政の立場として、ある程度ですが事業採択の考え方の中でも市民ニーズの把握など、何らかのそういった部分があってもいいのかなという気がしたので、このような意見を言わせていただきました。

清井会長 : 現在、役所内部では事業要求に向けた作業に取りかかっていると伺っています。次回以降の協議会において、各担当課から要求事業について説明をいただき、審議して参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

報 告

(1) 使用料・手数料の見直しについて

事務局 : 資料「使用料の見直しについて」「使用料・手数料見直しの基本方針」沿って報告

清井会長 : ただいま、事務局から報告のありました「使用料・手数料の見直し」につい

て、何か質問等ございますか。

鈴木委員 : 原価計算の考え方と同類施設の体系化の部分で質問したいのですが、原価計算については建物の償却部分というのはおそらく含まれていないように感じのですが、普通の場合であれば、新しい建物はそれだけのコストがかかっているという話になって、古い建物になると古くなった部分を我慢しながら使ったりという部分があるので、民間の場合はおそらくそのへんで差というのが出てくると思うんですね。そういう場合に考えられる問題は、コスト的には逆に新しい施設のほうが維持経費がかからない場合が出てきたりすることがあるんじゃないかと。古いほうが逆に維持経費等がかかる場合があって、新旧の施設で逆転することがないかというのが一つと、もう一つの質問は、同類施設の体系化ということで4自治区いろいろ似たような施設を持っている場合に、どこかに新しい施設があるときに古い施設を使う自治区の方もいると思うんですね。例えば、新しいところと古いところで似たような料金を取ることなので不公平感がでてくるのが加味されているのかどうか、そこを質問したいのですが。

事務局 (吉田次長) : 原価計算の考え方については、企画財政部からの資料の3ページに書いてあるのですが、直近の過去3年間の決算額を用いて計算をしています。今、鈴木委員がおっしゃった減価償却の部分については加味しておりません。

鈴木委員 : 建物新旧の部分についてはみていないということですね。同じ建物であれば、みんな同じ料金という形でいいんですが、新旧のところ、例えば、こっちの建物は新しいのにこの料金で、こちらは古いのに同じ料金で我慢しながら使っているぞという不公平感があるのではないかと質問なのですが。

白石支所長 : 確かに鈴木委員がおっしゃるように、新しい施設と30年も40年も経っている施設が同じなのかということを感じると思うのですが、今回、建物の減価償却が入っていないということにつきましては、基本的に建物を建てる、あるいは建て替えるというのは、市の方でやることとして、使用料に反映する部分については、それ以降の維持管理にかかる費用について統一的に使用料の中に求めていきますという考え方で単純に考えていただければいいかと思います。おっしゃるようなことは感情的には出てくるかもしれませんが、施設は一定の年数使い続けられ、一定のサイクルで新しくなり、それぞれのときに同じ考え方が踏襲されるということではないかと思っています。

鈴木委員 : お金を払うということに関しては、北見自治区の皆さんは慣れているのかもしれませんが、今まで料金を払っていなかったのに料金を払うということは、お金を払うんだからそれなりのものがあるんだろうなというような考えがでてくると思うんです。今言われたような公共性の建物でサイクルのあるものですから、一般の民間の施設とは違う部分がありますという説明は必要だと思います。

白石支所長 : そこで格差をつけるとしたら、おっしゃるように減価償却の考え方を入れなくてはいけない。当然使うにあたっては新しい施設は高くなり、残存価格が少

なければ減価償却も少ないですから、費用としてでてくるものは少なくなります。ただ、そのことは、北見市で平成13年に行った見直しの段階でそれは除外しようということでスタートしておりますので、今回もそれは前提として考えていきたいと思います。

田淵委員 : 公平感という部分もあると思いますが、やっぱり、こういう施設は今まで使った人が料金は払いながらだけど、同じように使いやすく、そしてもっと大勢の人に使ってもらえるような施設にするのが基本だと思うんです。減免措置がなくなって、料金が掛かるようになったことで使いにくくなった、お金払ってまでは使えないよという部分が出ないようにしないといけない。それと減価償却を考慮して加味してやるのではなくて、むしろ、同じように料金を取るのであれば、同じような設備、使いやすく大勢の人に使ってもらえるように備品や建物の中の環境を整備するということがまず先決で、平準化を図ることで大勢の人に使ってもらえるような考え方をしたほうがいいのかという気がします。

塚本自治区長 : 今日、担当のものが来ていないので間違っていることを言うかも知れませんが、私が聞いている限りでは、原価計算方式というのは鈴木委員も言われたように、新しいものは建設コストも入れていくと当然高いものになります。古くなって10年も経過したものは当然安くなるでしょうという考え方でいきますと、行政の場合は、例えば公営住宅であれば、今年できた公営住宅と10年前にできた住宅と差が出てきてしまう形になります。そうしたときに、料金の差があることによって、非常に事務が煩雑になるものですから、13年度の見直しのときに建設コストは除外して、そこに掛かる運営費、ランニングコストだけで計算をして整理していくという考え方が示されました。平成16年頃に公営住宅の料金改定があり、国の考え方も古いものも新しいものも所得割りで全部同じ料金になったという経過がありました。ようするに、公営住宅に対して新しいものも古いものもその人の財力に応じてすべて同じ料金で入れるという考え方が示されました。そのこととこれは違うのですが、北見市はそういう統一的な考え方に基づきまして、3年間のランニングコストの平均値を出して、同類の施設を全部集めて、きちんと計算した上で統一した料金を出すことを考えました。そうすることによって、3年なり4年間同じ料金でいけるんですね。過去において、4年目に見直すというサイクルで考えていくとしたものですから、4年間同じ料金でいくために一番公平な考え方はなんだとなったときに、原価計算をしてそれを3カ年の平均をとって出すということが一番いいことであろうということにたどり着いたわけです。このことは過去において実施してきた市のやり方で、今回の使用料・手数料の見直しにあたって、それに準じて対応させていただくというのが今回のご提案でございます。いろんな意見があるかと思いますが、今、私どもが申し上げました4年間同じ考え方で4年後に料金の見直しを行うということを考えてときの考え方でございまして、そのへんはご理解いただきたいと思います。

- 鈴木委員 : 今、公営住宅の話が出たのですが、旧町のときのことをお伺いしたいのですが、面積が同じで古い新しいといったときに公営住宅の料金は同じでしたか。
- 事務局 : 昔は差がありました。
- 鈴木委員 : 普通に考えたらそれが当然だと思うんです。みんな新しいほうに入りたいから差が出るのが普通だと思うのですが、今言われた考え方になるとみんな新しいのに入りたいという話がバラバラ出てこないのですか。
- 塚本自治区長 : 公営住宅の建設目的というのは、ご存知のように住宅がない方に低廉な住環境を提供するというのがベースにありますから、今公営住宅に入っている人は別な公営住宅に入るということは基本的にはできません。
- 今、私の例えが公営住宅を持ち出したので、そここのところだけとられると違うのですが、使用料・手数料につきましては先程も申しましたように、新しい古いで考えていってしまいますと、その4年間の中で同じ統一した料金でいけないという部分がどうしても出てきて、旧北見市ではこういう考え方で使用料の方向を示しましたということをお伝えしたところでございます。
- 鈴木委員 : 先程、田淵委員もいわれたように、同じような最低限の統一した条件にする必要があります。水洗トイレでないところがあったり、体育施設でもシャワールームやジムがあるとかないとかいう話にならないよう最低限これだけはというものを作っていく必要があると思います。
- 塚本自治区長 : それは公平性の面からいってもでこぼこはやはり避けなければいけないと思いますが、原価計算するのに特殊要因は除いて平準化した中で対応していれば、今のことにもお答えできるのですが、そこまでは承知してございません。
- 寺町委員 : 先程4年経ったらもう一度見直しをするようなことをいったのですが、4年たってやっと基準使用料になり、みんな統一した料金になったときに、また見直しするのですか。
- 塚本自治区長 : 先程担当のほうから説明申しあげた上限改定率というのは20%ということで申し上げています。これまで減免措置が常呂自治区の場合あって、料金というのはいくらでも良かったんですね。例えば、1万円の料金を設定していても、常呂自治区の住民が使うときには0円だった。ところが、1万円が妥当だったかということ考えたときに、これは非常に分からないですよ。そこを、今、原価計算をしてきちんと出しましょうというのが一つです。それから4年経って、それを考えていきましょうというのは、公共施設が今設定している料金というのは非常に低いんです。例えば、原価計算して2千円の料金になった場合、実際に2千円の料金をいっぺんに皆さんに負担していただくのは急激に高くなりますから20%に考えましょうというのが我々事務方の考え方です。とりあえず、2千円でしたら20%の400円だけは負担をしてください。そして、その400円というのが非常に高い率で上がっている場合には4ヵ年掛かって段階的に激変緩和していきましょうという、2段階ベースで検討しているところなんです。ですから、4年経っても多分原価計算をした料金には届かない場面があります。

寺町委員 : 考え方は分かりますが、せっかく4年かけて基準使用料に達成させようとい
って、達成した時点でまたすぐ見直しというのでは、4年後にまた料金が変わ
るのってことになるんじゃないかと思うんですが。

塚本自治区長 : ベースは、今、寺町委員がいわれたようなことが考えられるんだと思います。
ただ、我々行政も使用料を受益者の方にご負担いただくに当たって、今まであ
った条件から計算をした結果、とんでもない料金になってしまったときの考え
方が、本当に耐えられるのかという部分と、先程田淵委員がおっしゃられた
ように、それだけの料金を払うなら使われなくなってしまわないかという
部分を非常に危惧をしていたところなんです。ですから、料金を値上げする
と言うのは、なるべく小さい幅で毎年のほうがいいだろうという、これは事務
的に判断をしたところなんです。

寺町委員 : そこで、先程から田淵委員とおっしゃってますけど、使用料を取ることで利
用率がすごく下がって今後施設が維持できなくなるとかそういうようなことが
心配なんです。特に、常呂自治区はよその地域から見ても少し遠いのでお金を
払ってでも使ってみたいという施設になってもらいたいと思います。

塚本自治区長 : これは非常に難しいのですが、合併協議会の調整方針の中で基本的な考えか
たが取りまとめられているということに基づいて考えなければならぬ。本来
は、合併後3年を目途に統一をするという考え方がありました。ただ、5年も
掛かってしまったというのは、そういうところの調整が今言われたようない
ろんな意見がありましてこういう形で整理するようになったということではあ
りませんが、いずれにいたしましても、合併によって新しい町になったときの考
え方として、どうして行くべきかという部分は、またいろいろなご議論を頂か
なくてはいけないのかなと思ってます。

新谷委員 : 受益者負担は当然だと思いますが、減免の統一について、この表の中でそれ
ぞれ記載されていますが、この基準というのは事例としてこういう場合はこう
だよというものがしっかりとつくられているのでしょうか。というのは、いま
まで常呂自治区で地域住民が住民活動をする際は、みんな手弁当で持出しで様
々な活動をしていた部分があって、そういうときに、北見だったら人が集まるよ
というときは、民間の施設があったり様々な施設もありますが、常呂はそうい
うところがないから、公民館を貸してねということになります。そういう時に、
たとえば社教が「あなた達の活動は持出しでやっているのはわかっています。
ただ予算はないけれども減免を100とすることで地域住民の活動は応援しま
す。」ということで、僕は減免をしていただいていたと認識をしているんです。
今後、地域住民の地域活動をする際に、常呂自治区でそれに対応できる施設が
なく、公共施設を使わせていただくことになっていくときに、受益者負担の割
合で「原価－公費負担＝受益者負担」とありますが、地域活動をしている人達
が特定な受益者かということではないですよね。地域活動をしている
自発的な行為。けれど、その人達が特定な受益者とみなされれば受益者負担
になるわけですよね。

今まで常呂住民が地域活動を熱心にやっていたというのも、行政がそういった公共施設をどんどん使って元気な町にしようよという後押しをしていただいていた部分もあるからこそだと思うんです。この減免、受益者負担については、今後、そういった地域住民の活動の熱がだんだん冷めて、ただでさえお金が掛かって持出しでやっているのに、施設借りたらお金が掛かったでは、誰のためにやっているんだということになるんだと思うんです。行政の施策の一部を地域住民が補って、あのことについて考えようと集まる機会はいっぱいあると思うんですよね。そのときにも施設利用料が掛かるならそれならやめないかという、気持ちがどんどん下降していく部分が出てくると思うんで、自発的な地域活動はやっぱり後押ししていただけるような部分もあった方がいいなと思います。

塚本自治区長 : いま、具体的にこの事業は公共性があるので減免率何パーセントということは詳しく聞いていないのでお答えはできないのですが、減免率を0から25、50、75、100%としたのは、公共的な部分と私的な部分の活動をしなければならぬというものに対する考え方がある程度区分してまとめてきたものであるということで報告を受けています。今、新谷委員がいわれたボランティア活動であるにもかかわらず、何でお金お払わなければいけないかというのが、どういう形でこの中にあってくるのかお答えできないのですが、ベースとしては市民活動を助長していくためにこういう施設が建てられたものであるとすれば、その目的に合致した使い方であれば、無償になるかどうか分かりませんが、それなりの料金体系でいくという考え方は示さないといけないと思います。減免の考え方というのがどこまで正しく分割できるかというのは、いま申し上げられないのですが、いずれにしても一つの基準を設けた中で対応しなければいけないということがございますので、それでここに概略的に書いてあるものの分け方を持ったうえで一つのラインを引きながら、それに合致するものをくくっていったという考え方になると思います。いずれにしましても、減免の考え方は、基本的には受益者負担という原則はやはり当然であろうという考え方にたって決めています。可能な限り、減免がなくなるということの中での今回の見直しです。特定の目的に合致するものだけは減免率をもうけてやりますと統一性をもちましたから、今まで常呂自治区で行われていたことが、確かに旧3町、北見市における形と違うことが予想されますが、今回新たに統一した考え方でまとめさせていただきましたということで、ご理解いただきたいと思います。詳細はまた調べまして担当のほうからお知らせさせていただきたいと思います。

新谷委員 : そのへんがはっきりしないと、使われる方もお金を払うのか払わないのか、減免になるのか判断がつかないところがありますので、その辺まとめて考えを示して欲しいと思います。

田淵委員 : 原価計算の考え方の部分なのですが、例えば常呂の場合住民の人数は少ない。だけど、当然建物は文化施設だとかスポーツ施設だとかはやっぱり必要だとい

う部分があると思いますが、そういう中で物件費はどういう計算がされているのか。それと、ここに出てくる人件費はどういう根拠で出しているのか。

白石支所長 : 人件費は、市の職員の平均年間人件費を同じように使おうということで、約700万くらいの数字を使っています。それから、常呂は常呂だけの施設の人件費だとか維持管理費を意識していませんか。同類とかいうことになる北見も留辺蘂も端野も全部一緒にして、そこでの平均的なもの加重平均で計算しましたということを出しますとなっています。それも、過去3カ年で要した費用を具体的に持ってきています。人件費は約700万で何人必要かで各施設で出して時間に置き換えるという作業をやっています。

清井会長 : 使用料・手数料の問題については、これから議会にかかって特別委員会にかかってそれから練られるそうですから、また後ほどこの問題については話し合う機会を持ったほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

鈴木委員 : 最後の一つだけ。料金の徴収方法が書いていないのですが、おそらく、現金で取り扱うようなことはしないと思うので、料金を入れたら券が出てくるものになると思うのですが、今までの北見市にあっては、施設の使用頻度が高く料金が多いので、料金の徴収方法に対するコストというのは考えなくても良かったと思うのですが、地方のあまり利用されない施設で料金を取るとなると、逆にコスト倒れになる施設も出てくると思うのです。一般的な人達からはそういった考えもあるということには心に留めておいていただきたいと思います。

塚本自治区長 : よろしければ、我々もすべてを熟知してお話を申し上げているわけではございませんので、次回、このことについて担当のものをこちらのほうに來させて、説明をして議論いただく場を持っていただくことにしたいのですが、いかがでしょうか。

清井会長 : 勉強会という形の中でやっていきたいと思います。

(2) 湧網線代替バス廃止に伴う新たなバス路線の運行について

事務局 : 資料に沿って報告
資料「湧網線代替バス廃止に伴う新たなバス路線について」

清井会長 : ただいま、事務局から報告のありました「湧網線代替バス廃止に伴う新たなバス路線の運行」について、何かご質問等ございますか。

・・・意見なし・・・

(3) 公営住宅建て替え計画について

岡本建設課長 : 資料「公営住宅建て替え計画について」に沿って報告

清井会長 : ただいま、建設課長から報告のありました「公営住宅建て替え計画」について、何かご質問等ございますか。

佐藤委員 : 西町生活改善センター周辺について、以前からこの会議の中でも発言させて頂いているのですが、国道に面した市有地については商業地として空けておいてもらいたいという話をしてあって、その辺がこの計画に盛り込まれていない

のと、これからは公営住宅に入る人も含めて高齢化になってくると思うので、元の国保病院の跡地だとか、街中にぜひとも建ててもらいたい。この計画を基本的にみなおしてもらいたいというのが私の考え方です。

白石支所長 : 確かに過去の経過を見ますと、佐藤委員のおっしゃるとおりこの西町の団地をめぐっていろいろとこのまち協の中でも意見を頂いていたということでございまして、内部的にもこの会議の中に、しっかり結論を出してから報告いたしますということで約束をしてございました。ただいま、建設課長のほうから申し上げましたのは、途中経過ということでございまして、改めまして整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしいと思ひます。

新谷委員 : 弁天地区の建て替えですが、弁天の方がどちらかに移られてその後弁天の残った住宅はどうなるのですか。

岡本建設課長 : 弁天の住宅につきましては、平成28年と29年に取り壊す予定です。

新谷委員 : 順次、48戸が西町の新しいところに建っていくんですね。今、町内の住宅の土地取得について、例えば、若い人が新しい家を建てたいけどどこかに土地がないかといったときに、あの弁天団地は眺望も素晴らしく良いところだと思います。あそこの団地がなくなると弁天町内会はどんと人が減ってしまうので、その後どう活用されるのか、ここでの展開ではないですけど、素晴らしい場所なんですから、28年とは言わずに建てたら順次取り壊すなり、土地を求めている方に分譲するなりよろしくお願ひします。

佐藤委員 : それはぜひ、協議会で考えていい方向にもっていきましょう。

議 題

(1) 常呂自治区における公共交通のあり方について

事務局 : 取扱い説明

水野地域交通

対策担当係長 : 資料「北見市における公共交通の現状と課題について」、「公共交通再編した他都市の事例」、「常呂自治区におけるバス運行状況」により要旨・概要説明

清井会長 : ただいま、事務局及び本庁企画財政部より説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

・・・意見なし・・・

清井会長 : それでは、今後の協議につきましては、先程、事務局からもお話がありましたが、勉強会を開催して、その中で議論を重ねていくこととし、状況によって、協議会に切り替え協議、または諮問を受けていく、ということで進めていくことでよろしいですか。

全委員 : 異議なし

清井会長 : それでは、そのような形で進めていくことといたします。

そ の 他

清井会長 : 次に、「その他」でございますが、本日は、何点かお知らせがあるということ

でございますので、今しばらく、お時間をいただきたいと思います。

岡本建設課長 : 現在までの状況ということで、2点ほど報告させていただきます。

まず1点目に、常呂自治区の夏の道路維持管理、除雪管理に係る委託についての現在の検討状況ですが、合併事業の調整方針に基づき、常呂自治区におきましては平成23年4月から一部委託を実施することとなっており、かかる費用の算定作業を進めています。今のところの内容ですが、福山・日吉地区を一部委託とする方向で検討しておりますが、23年夏・冬の実施結果をもとに実績を検証しながら将来の常呂自治区の業務のあり方を固めていきたいと考えております。このことは、今後、関係者はもとより住民各位におかれましては十分説明し理解を得ながら、民間委託による住民サービスの低下にならないよう、業者への指導・監督を行いながら慎重に進めていきたいと考えております。初年度の平成23年度4月からは、夏の草刈など維持管理からはじめ、冬の除雪業務へとなる計画でございます。また、現在、自治区内の関係各社が組合を組織し道路維持の委託業務の受け皿となるべく準備を進めております。

もう一点、常呂橋の架け替え工事についてですが、常呂川の河川改修工事に伴い、平成22年度から常呂橋の架け替え工事をオホーツク総合振興局が行うことになっております。現在、漁協・商工会・常呂橋付近の町内会長に工事に伴う説明会を実施いたしました。この説明会における要望等につきましては、現在オホーツク総合振興局と網走開発建設部で工事実施に向け協議を行っている最中でございます。工期につきましては、平成22年6月に着手、平成27年3月に完成の予定となっております。今年の10月からは仮橋の施行が始まり23年8月までに完成します。9月からは現在かかっている橋の解体を始めまして、24年には橋台、橋脚の施行、25年には橋の上部工、26年12月に新しい橋の完成となっております。27年1月から仮橋の解体が行われ、すべて終わるのが3月となります。あくまでも予定となっておりますが、工事実施に向け協議を行っている最中で、詳しい日程については今しばらくお待ちいただきたいと思います。情報が入り次第お知らせしたいと思います。

事務局 (吉田次長) : 補足ですが、今、工期が22年6月からという話をしましたが、これは一番初めの予定でした。今、漁協、商工会、町内会長と何回か折衝しまして、いろいろな要望が出てきています。構造とか、仮設道路を海水浴場の前の道路を使うという話がでていて、いろいろな要望が出ていて、工事する側や、設計、開発も含めましてやっているのですが、なかなか整理がつかない状況です。多分、今の段階でまったく手をつけていませんから、かなり工事が遅れると思われる。それで、いつになるんだと同っていますが、返事が来ない状況で、返事が来次第この場でも報告していきたいと思っております。

清井会長 : ただいま、建設課長から説明のありました「常呂橋の架け替え工事、並びに、市道管理業務の一部委託」について、何かご質問等ございますか。

佐藤委員 : 橋の関係ですが、市が現状も分かっているのだから、開発と道に任せっきり

にするのではなく、住民のために市も関わって相談等によっていったほうがいい。

新谷委員 : 前にワッカの橋の架け替えのときもそうだったが、開発がやってくれるからあまり物申せずみたいな雰囲気があって、説明会のときも決まったことを報告しているだけであって、北海道の自然遺産に選ばれているワッカをどう活用するのかということ踏まえたうえで、ああいった話の展開があるべきなのに、架け替えてくれるっていうのにそんなこといえないという雰囲気があった。今回の常呂橋に架け替えだって、架け替えてくれるっていうのにあまりゴチャゴチャいってもというような感じだったら、間違っていると思うんです。佐藤委員が言ったように、住民と開発と市が積極的に関わっていかないとダメだと思います。

稲田委員 : すごい集中豪雨があったときに本通りは逆流して下からも噴出すし、とにかくひどいんです。橋を大掛かりに直すということは、この辺りも触りますよね。そのときに、水が溜まらないように、一緒にどうにかしてもらおうということは出来ないんでしょうか。前は、管轄が違うからといわれました。それでは、何も分からない私たちはどこに訴えればいいんでしょう。担当が違うなんて、私たちには関係ないんです。官庁は官庁なんです。そこのところも、どうにかしていただきたい。5年間橋をストップさせます。店の前の通りは寸断されます。廃業になるのではという危機感さえ抱きながら、この5年間待とうと思います。直してもらわないと仕方ないので。でも、あの水溜りの状態を何とかしていただきたい。そこのところも一緒に考えていただきたいと思います。

塚本自治区長 : 今、言われた通り管轄が違うというのは国と道と市と、皆さんご存知のように縦割り行政というものが顕著に現れています。ただ、今我々が変わってきていますのは、橋の架け替え、河川の改修工事、こういうものは国なり道なりの考え方の中に、市に対するの意見、要望をある程度聞いてくれるという場面があります。ですから、昔であれば国は国のお役所仕事、道は道のお役所仕事という考え方の中で、市からの意見というのはなかなか受入れてくれなかったのですが、最近ではそういうことではなく我々が生活するうえにたってどういふことでそれをやっていくかということを重視してもらえるような形になってきていますから、市のほうも大きな声を出して道に対してお話を、国に対してお話をすることを心がけていきます。

佐藤委員 : 以前、井原副市長は必ず協議会に顔を出していました。今後も必ず協議会に顔を出していただけますか。

塚本自治区長 : 最優先で出る形をとりたいと思っています。ただ、出られない場合もあるということはお許しください。同じ時間で別な用務があったときに、必ず選択をしなければならないということになるものですから、ここも最優先しなければいけないものだと思っていますが、ほかにもそういうものがありますので。

佐藤委員 : なぜ私がこんなことを言うかといいますと、この協議会は結構白熱していろんな意見が出るんです。自治区長が来ることによって、市役所の職員もたくさ

ん来るです。だから、そういう場を作っていただきたい。

塚本自治区長 : 私も、自治区長の役割を持っている以上、このまちを将来にわたってどのように子供たちに引き継いでいくかということは考えておりますので、いろんな意見を聞きながらその中で我々も大きくなっていくわけですから、そして事業に展開していける。そこは、どんどん意見を言っていただいて議論をよろしくをお願いします。

清井会長 : 以上で本日の議題についてすべてを終了しました。全体を通して委員の皆様から何かございますか。

【次回開催日程】

事務局 : 次回の協議会の開催についてですが、ただいまご説明いたしました「公共交通のあり方」、また、先程諮問を受けました「第3次実施計画に登載すべき、常呂自治区の各種事業」について、協議して参りたいと考えております。

関係資料が整いしだい勉強会を開催しながら進めてまいりたいと考えておりまして、改めて日程調整したうえでご案内いたしますので、出席の程、よろしくをお願いいたします。